

【必要書類一覧】 ※変更申請書と必要書類を市が定める様式で提出してください。

変更内容		必要書類	
支給認定 区分変更	教育・保育給付認定 1号→2号	教育・保育給付受給資格認定申請書及び保育が必要な事由を証明するもの(就労証明書等)	
	施設等利用給付認定 1号→2号	施設等利用給付認定・変更申請書(新2号・新3号認定用)及び保育が必要な事由を証明するもの(就労証明書等)	
	教育・保育給付認定 施設等利用給付認定 2・3号→1号	なし	
事由	就労 状況 変更	就職・転職	新しい就労先の「就労証明書」
		異動	
		勤務形態・ 就労時間の変更	
		退職	退職後、求職活動を行う場合 →なし 退職後、転職先決定・内定している場合→「就労証明書」
	疾病・障がい・ 介護・看護	盛岡市様式の診断書	
	就学	在学証明書	
	職業訓練	受講決定通知書及び時間割表の写し	
	産前産後(出産予定)	母子健康手帳の表紙及び出産予定日記載ページの写し	
	求職活動	なし	
	住所変更	市内転居	なし
市外へ転出		退園届(教育・保育給付認定を受けている方のみ)	
世帯構成の変更	婚姻	婚姻相手の保育を必要とする事由の証明書類(就労証明書等) 婚姻相手のマイナンバーのわかる書類(マイナンバーカードの写し等)	
	離婚	なし	
	別居	離婚を前提にした別居の場合「申立書」	
	同居	場合によって、保育を必要とする事由の証明書類(就労証明書等)や マイナンバーのわかる書類(マイナンバーカードの写し等)等	
	死亡	なし	

※上記のほかにも、必要に応じて書類の提出を求めています。

【書類提出先】

利用している教育・保育施設(市内に限る)又は子育てあんしん課

※各種書類は、盛岡市ホームページからダウンロードできます。また、各教育・保育施設(市内に限る)及び子育てあんしん課にあります。

【問い合わせ先】

保育所、認定こども園、小規模保育施設、給付認定に関すること

・子ども未来部 子育てあんしん課 入園係 TEL019-626-7511

旧制度幼稚園、認定こども園及び幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等、施設等利用給付認定に関すること

・子ども未来部 保育サービス推進室 TEL019-626-7553